

公益財団法人東京都教育支援機構工事等成績評定委員会運営要綱

常務理事決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都教育支援機構工事等成績評定要綱（以下「工事成績評定要綱」という。）第20条第1項及び公益財団法人東京都教育支援機構設計等委託成績評定要綱（以下「設計等委託成績評定要綱」という。）第20条第1項に規定する工事等成績評定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、公益財団法人東京都教育支援機構が施行する請負工事又は委託契約に係る業務の円滑な履行の観点から、公益財団法人東京都教育支援機構工事等成績評定措置基準に基づき、工事成績評定又は設計等委託成績評定結果（以下「評定結果」という。）に対する措置の適用に係る審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

委員長 事務局長
委員 総務部長
第三事業部長
総務課長
財務課長
施設課長
施設保全課長

2 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

(付議手続等)

第4条 施設保全課長は、委員会に付議すべき議案について取りまとめを行い、当該付議事案に係る資料を付して委員会に付議するものとする。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の議長は、委員長をもってこれに充てる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会の議事は、簡易な事項又は緊急を要するときには、文書の持ち回りによって行うことができる。

(関係者からの聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、工事を担当した監督員又は検査員から当該工事の施工状況等を聴取することができる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委託を担当した監督員又は検査員から当該設計等委託の履行状況等を聴取することができる。

(指名業者等選定委員会への付議)

第8条 委員会は、第2条に規定する審議の結果について、公益財団法人東京都教育支援機構指名業者等選定委員会要綱に基づき、指名業者等選定委員会の審議事項として、財務課長へ付議依頼を行うものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、第三事業部施設保全課とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日以降に契約を締結する請負工事並びに設計、測量、地質調査及び工事監理業務に適用する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日以降に契約を締結する請負工事並びに設計、測量、地質調査及び工事監理業務に適用する。